

【注意】 当地で報道された事案の要旨について紹介しております。閲覧以外の目的で使用する場合は、一切責任は負いかねます。また他サイトへの転用、掲載、当ページへのリンク等のご遠慮ください。

カタールにおける事件・事故等の報道

一般犯罪

○ 殺人

ドーハ市内の民家において、ルームシェアリングをして共同生活を送っていた外国人の男2人が、カード賭博に絡む金銭のやりとりを巡るトラブルから口論となり、激高した片方の男（34歳）が台所からナイフを取り出し、もう一方の男（37歳）を刺殺した容疑で逮捕された事件の裁判で、先般、ドーハ第一審裁判所は被告の男に禁固7年の判決を言い渡した。なお、現在、この事件は第二審で審理されているが、男2人それぞれの親族による和解交渉が法廷外で成立しているため、被告の刑期は第二審の判決では短縮される見込み。

ドーハ市郊外にある労働者キャンプにおいて、外国人の男2人が飲酒の上、喧嘩口論になり、激高した一方の男が喧嘩相手の男を台所から持ち出したナイフで刺殺した事件の裁判で、ドーハ第一審裁判所は被告の男に対して禁固7年及び服役後の国外退去処分の判決を言い渡した。男の弁護士は、「犯行当時、被告は酒の影響で責任能力がなかった」と主張していたが、同裁判所はこの主張を退けた。

ドーハ市内の民家において、この家に住む外国人の女（35歳）が、家政婦として雇用していた別の外国人女性（24歳）の日頃の働きぶりに対する不満から、同女性をナイフ等で刺した上に、全身を殴打するなどして殺害した事件の裁判で、ドーハ控訴審裁判所は女に対して、禁固3年及び女性の遺族に対するブラッドマネー15万QRの支払いを命じた。なお、女は刑期満了後、国外退去処分となる予定。

○ 窃盗

外国人（22歳）の男が勤務していた商店から商品を盗み出そうとしたとして禁固3ヶ月を言い渡された。男はインダストリアル・エリアにある商店からペンの入った箱を持ち出そうとして警備員に呼び止められた。同店経営者によれば、新しいペンは400QRすると証言している。男は3ヶ月の服役後、国外退去処分となる。

3人の外国人がオウム・サラル地区の建設中のビルからケーブルを盗み出したとして、禁固6ヶ月及び国外退去処分を言い渡された。ガードマンが3人の男がノコギリでケーブルを切っているのを発見し、見張りをしていた男1人を捕まえた。共犯者の2人は現場から逃走した。正価では4千QRするケーブルを外国人貿易商が、共犯者2人から1,300QRで購入している。弁護士によれば依頼主はすでに判決を受けている。

ドーハ市ナジュマ地区において、アラブ系外国人の男2人が、勤務先企業の倉庫のドアを破壊して内部に侵入、中にあった測量機器1台（現金6万QR相当）を盗み出した事件の裁判で、ドーハ第一審裁判所は2人に対して禁固1年及び服役後の国外退去処分の判決を言い渡した。

ドーハ市郊外メサイミール地区にある学校において、外国人の男4人が夜間無人の同校に侵入して備品等を盗み出そうとしたところを、情報を受けて校内に張り込んでいた警察官に現行犯逮捕された事件の裁判で、今般、ドーハ第一審裁判所は、グループ4人の内3人に対して、禁固1年及び刑期満了後の国外退去処分を言い渡した。他方、同裁判所は、残る主犯格の男1人については証拠不十分として無罪判決を下した。

外国人の男（十代）が駐車車両の運転席の窓ガラスを叩き割って車内にあった現金100QRを盗み出した事件の裁判で、ドーハ第一審裁判所は男に対して、禁固1年及び刑期満了後の国外退去処分の判決を言い渡した。犯行現場に男の指紋が残されていたことが、逮捕につながった。

ドーハ市ルクタ地区において、男が駐車車両の窓ガラスを叩き割り、中にあった携帯電話1台、サングラス数個、メモリーカード4枚を盗み出した事件の裁判で、今般、裁判所は男に対して執行猶予付き禁固1年の判決を言い渡した。この事件については、公判が開始された後、被害者が被害弁済が行われたことを理由として告訴を取り下げていたが、裁判所は「公益に基づいて公判を継続する」として裁判を続ける判断を下していた。なお、逮捕後の取調べに対して、男は同種の余罪18件を自供していた。

ドーハ市内の民家において、この家で家政婦として雇用されていた外国人の女（37歳）が、スポンサー家族が外国旅行のため不在であった隙をついて、知り合いの男を家に侵入させ、男がこの家のノートパソコンやカメラを盗み出すのを手助けした容疑で逮捕された事件の裁判で、ドーハ第一審裁判所は女に対して禁固1年の判決を言い渡した。また、同裁判所は、女が知り合いの男と不適切な関係にあったとして、姦通罪についても禁固1年の判決を下した。

外国人の男（31歳）と外国人の女（32歳）がドーハ市内の高級店舗に侵入し、中にあった現金8千QR、貴金属類11点（現金140万QR相当）、ワニ皮製旅行鞆（現金26万QR相当）、女性用ハンドバッグ（現金2万QR相当）を盗み出し、その数時間後に、これら盗み出した物を持ってドーハ国際空港から海外に逃亡した事件の裁判で、裁判所は被告不在の下、男に対して禁固7年、女に対して禁固5年をそれぞれ言い渡した。犯行現場に指紋が残されていたことが、犯人の特定につながった。なお、犯人の男はかつて被害店舗で従業員として勤務していた。

外国人の女が、家政婦として雇用されていた民家から現金17,000QRや携帯電話のSIMカードを盗み出して逃走し、その直後にドーハ国際空港から出国を図ったところを当局によって逮捕された事件の裁判で、ドーハ第一審裁判所は、女に対して執行猶予付き禁固1年の判決を言い渡した。女は国外退去処分となる予定。

ドーハ市アル・ガーニム地区において、外国人の男2人が建設中のビルから建築資材を盗み出したとして逮捕された事件の裁判で、ドーハ第一審裁判所は2人に対して禁固1年の判決を言い渡した。

外国人の女が、家政婦として雇用されていた民家において、現金11,000QRが入ったバッグ等を盗み、自分の部屋（家政婦部屋）のカーペットの下に隠し持っていたところをスポンサーに発見され、同スポンサーからの通報により駆けつけた警察官に逮捕された事件の裁判で、ドーハ第一審裁判所は女に対して禁固1年及び服役後の国外退去処分の判決を下した。

外国人女性（30歳）にドライバーとして雇用されていた外国人の男（21歳）が、同女性が車の中に置き忘れた銀行カードを勝手に使用してATMから違法に現金6,100QRを引き出した

事件の裁判で、裁判所は男に対して執行猶予付き禁固1年及び刑期满后の国外退去処分の判決を言い渡した。男から女性に対して被害金額の弁済が行われていることが禁固刑の執行が猶予される理由となった。

外国人の男が同一家屋内で共同生活を送っていた別の外国人男性の部屋に、同男性の不在をついで侵入、室内にあったノートパソコン、携帯電話、現金150QR等を盗み出したとして逮捕された事件の裁判で、ドーハ第一審裁判所は男に対して、禁固6ヶ月及び刑期满后の国外退去処分の判決を言い渡した。

ドーハ市内の携帯電話販売店において、外国人の男が客を装って店内に入った上、そのまま閉店まで店内の棚の中に身を隠して潜伏、閉店後に棚の外に出て、無人となった店内から携帯電話18台と附属物品を盗み出したとして逮捕された事件の裁判で、ドーハ第一審裁判所は、この男と、男の犯行と逃走を手助けした仲間の外国人の男5名全員に対して、禁固1年及び刑期满后の国外退去処分の判決を言い渡した。

ドーハ市郊外インダストリアル・エリアにおいて、外国人の男が車両整備場からタイヤを盗み出そうとしたところを、同整備場の従業員に発見され、この従業員の通報を受けて駆けつけた警察官に逮捕された事件の裁判で、ドーハ第一審裁判所は男に対して、執行猶予付き禁固1年及び即時国外退去処分の判決を言い渡した。

○ 情報漏洩

社内秘の情報をライバル会社に漏洩したとして、当地企業で幹部として働くアジア系女性が起訴された。社内秘の情報がライバル企業に漏れ出したことにより、多くの入札や契約に失敗したことにより発覚した。同社の機密情報の責任者であった女性のメールを調べたところ、同人が情報流出元であることが明らかになった。捜査当局によれば、女性は見返りとしてライバル企業から金銭を得ていたという。

○ 詐欺

ドーハ市内の民間企業で秘書として勤務していた外国人の女(34歳)が、大手携帯電話会社に対して雇用主名義で勝手に携帯電話580台(時価127万QR相当)を発注、入手した上で、さらにこれらを転売して不当な利益を得ていたとして逮捕、起訴された事件の裁判で、今般、ドーハ第一審裁判所は女に対して、禁固3年及び刑期满后の国外退去処分の判決を言い渡した。

ドーハ市内の民間企業に勤務する外国人の男2人が、同企業のゼネラル・マネージャー名義の架空の注文を取引先企業に発出し、この取引先企業から配達されたノートパソコン43台と携帯電話10台を騙し取り、さらにこれらを転売して約25万QRの利益を不法に得ていた事件の裁判で、裁判所は2人に対してそれぞれ重労働付き禁固1年の判決を下した。なお、男2人は、犯行の数週間後に国外に逃亡したため、今回の判決は被告不在の下で言い渡された。

○ 文書偽造

在レバノン・カタール大使館のスタンプを偽造したとして、ドーハ第一審裁判所は、34歳の外国人の男に対し禁固3年及び服役後の国外退去処分を言い渡した。男は2009年10月、カタール外務省に書類を提出したが、その際に担当職員が正規のものとスタンプが異なることに気づき、上司に報告したことにより事件が発覚した。法廷における検査によっても「レバノン大学」「レバノン・カタール大使館」及び「レバノン外務省」のスタンプが偽造とみなされた。

民間企業の人事部に勤務していた外国人の男（36歳）が、職務上の権限を悪用するなどして同僚外国人男性のIDカードを入手し、同カードを使用して携帯電話のSIMカードを男性名義で不正に契約し、2,000QR相当の通話を行った容疑で起訴された事件の裁判で、今般、裁判所は男に対して、執行猶予付き禁固1年の判決を言い渡した。なお、男には同種の余罪が十数件あることが明らかになっている。

○ 暴行

企業が所有する労働者送迎バスの車内で、乗車していた外国人の男2人が、同バスを運転していた外国人男性に対して、バスの運行方法を巡って因縁をつけた上で殴る蹴るの暴行を働いた事件の裁判で、裁判所は男2人に禁固3ヶ月の判決を言い渡した。

○ 傷害

ドーハ刑法裁判所は、中学校の校内で同級生をナイフで刺したとして加害少年の審判を行っている。事件は加害少年と被害者が、ささいなことから教室内でケンカを始めたことから発生し、加害少年が興奮して突然ナイフを取り出し相手を刺したものである。被害者は身体を複数箇所刺され、緊急医療センターに搬送された。事件を聞きつけた被害者の父親が警察に通報した。警察は少年を拘束し取り調べを行い、その後送検した。審判において弁護士は少年を人道的見地から釈放するよう申し述べている。

○ 過失致死

洗車中の外国人従業員（46歳）が感電死したことにつき、ドーハ第一審裁判所は、洗車業者を、従業員を死亡させたとして1万QRの罰金刑に、また外国人技術者（25歳）も本事件に関して1万QRの罰金刑とした。内務省の報告書によれば、配線及び絶縁に関する安全管理に重大な落ち度があったとしている。

○ 過失致傷

ドーハ市エデュケーション・シティー内の建設工事現場において、外国人運転手が勾配のある場所にトラックを駐車した際にサイドブレーキを十分に引いていなかったため、このトラックが勾配を下って動き出し、前方にいた外国人作業員2名がはねられて軽傷を負った事故の裁判で、ドーハ第一審裁判所は運転手に対して、罰金3千QR及び運転免許停止の判決を言い渡した。なお、負傷した作業員2名は、運転手の雇用先企業との間で補償金等に関する和解が成立したことを理由として、運転手に対する告訴を取り下げている。

○ 脅迫

ドーハ刑法裁判所は、1年以上交際をしていた少女を脅迫したとして、外国籍の男に対し3年の禁固刑及び罰金1万QRを科す判決を下した。さらに判決では、男が後で支払うという前提で少女名義で購入し、そのまま踏み倒した自動車の費用12万5千QRの支払いも命じた。男は少女に対し、二人の関係を公にして彼女の名誉を台無しにすると脅していた。少女は共通の知人を通じて男に許してくれるようお願いしたが、男はこれを拒んだままだったことから、少女は最終的に警察に通報し、男は起訴されることとなった。

○ 恐喝

外国人の男が外国人労働者から1,600QRを奪い取ったとして国外退去処分となった。事件

は2009年9月、インダストリアル地区でおきた。被害者が公判廷において述べたところによれば、犯人が被害者の前に紙幣を落とし、誰のお金なのかと尋ねてきた。すぐそこへ車がやってきて、運転手が「財布を見せろ。もし断るなら警察を呼ぶぞ。」と脅すように言ってきた。二人組はお互いに外国語で話していたが、財布の現金をつかみ取ると逃げ去ったとのことである。運転手については検挙に至っていない。ドーハ第一審裁判所は被告人を執行猶予付きの禁固刑とし、国外退去処分とした。被告人は複数の余罪についても有罪とされた。

○ 銃器犯罪

男（66歳）が無許可で銃器を所持していたとして逮捕された事件の裁判で、ドーハ第一審裁判所は男に対して禁固3年及び罰金2万QRの判決を言い渡した。この銃器は、治安機関が別件薬物事件の容疑者として男の自宅の家宅捜索を実施した際に発見された。

○ 不法入国

外国人の男2人（31歳、18歳）が、不法にカタール領海に侵入して漁業を行っていた容疑で逮捕された事件の裁判で、裁判所は2人に対してそれぞれ罰金1,000QRの支払いを命じる判決を下した。

○ 食品衛生関連法違反

ドーハ市内で食料品店を経営する外国人店主が、同店内で消費期限が過ぎた食料品を販売していた容疑で摘発された事件の裁判で、ドーハ控訴審裁判所は店主に、罰金3,000QR、店舗の1ヶ月閉鎖、店舗内の全ての食料品の廃棄、本件違反行為の地元紙への2日間の掲載を命じた。なお、第一審では、店主に対して罰金7,000QR及び国外退去処分が言い渡されていたが、控訴審では罰金が減額され国外退去処分は破棄された。

○ 贈収賄

ドーハ市郊外のサーキット場で勤務していた外国人職員の男2名（カタール自動車バイク連盟職員）が、同サーキット場の清掃事業の競争入札に関して便宜を払う見返りに、民間企業の担当者2名（いずれも外国人）から、隣国への旅行費用や腕時計、携帯電話、カーペット等を受け取っていた贈収賄事件の裁判で、今般、裁判所は収賄側の職員2名に対して禁固5年、贈賄側の企業担当者2名に禁固3年、本件贈収賄を知らずながら当局に通報しなかった外国人の男1名に罰金5千QRをそれぞれ言い渡した。カタールにおいては、カタール自動車バイク連盟職員は公務員と見なされる。